

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十七号

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の三条を加える。

（共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出）

第二十二条の二 法第二十一条の五の十七第一項ただし書の規定による共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出は、別に定める様式による申出書によってしなければならない。

（指定地域密着型サービスの事業又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止又は休止の届出）

第二十二条の三 法第二十一条の五の十七第五項の規定による同条第一項に規定する者であつて同項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものが行う指定地域密着型サービスの事業又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止又は休止の届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請）

第二十二条の四 法第二十一条の五の二十第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請は、別に定める様式による申請書によってしなければならない。

第二十三条第一項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第二十四条第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十六第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条の五の二

十五第四項」を「第二十一条の五の二十六第四項」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（指定障害児入所施設の指定の変更の申請）

第三十三条の二 法第二十四条の十三第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請は、別に定める様式による申請書によってしなければならない。

第三十四条中「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改める。

第三十六条第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十六第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条の五の二十五第四項」を「第二十一条の五の二十六第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。